

令和2年(2020年)4月1日

保護者 様

松本工業高等学校長

教職員が生徒と関わる場合における遵守事項について

陽春の候、保護者の皆様にはおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、新年度にあたり、安心・安全な学校運営の向上、及び教職員の非違行為根絶のための取組の一環として下記の「教職員が生徒と関わる場合における遵守事項」を策定しました。

今後の指導に反映させてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

教職員が生徒と関わる場合における遵守事項

- 1 教室、研究室等の管理を適正に行い、生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならないことを基本とします。(相談等ではドアを開放したり、複数で対応したりします。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行います)
- 2 私的な電話、メール、SNS 等によるやり取りをしないものとします。
- 3 生徒の身体へは、安全確保等の社会通念上認められるもの以外、接触しないものとします。
- 4 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしないものとします。
- 5 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしないものとします。

※ 生徒の皆さんへ

室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じたときは、事務室前にある「校長ポスト」に相談文等を投函してください。または身近な先生や次の校外通報・相談窓口にご連絡してください。

学校生活相談センター

電話番号：0120-0-78310「なやみいおう」（無料）24 時間受付

メールアドレス：gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

子ども支援センター

子ども専用：0800-800-8035（無料） 大人専用：026-225-9330

〔月曜日～土曜日 10：00～18：00（日曜日・祝日・年末年始は休み）〕

メールアドレス：kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp